福岡市公報

令和７年９月18日　第7177号（別冊）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　　次—　ページ

規　　則

○福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第81号）……1

○福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第82号）……2

○福岡市営住宅附帯施設管理規則の一部改正（第83号）……2

訓　　令

○育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正（第13号）……3

○介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正（第14号）……3

告　　示

○電線共同溝を整備すべき道路の指定（第198号）……4

○電線共同溝を整備すべき道路の指定（第199号）……4

○指定管理者の代表者の変更（第200号）……5

○寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定（第201号）……5

公　　告

○一般競争入札の実施（第282号）……5

○開発行為に関する工事の完了（第283号）……6

○開発行為に関する工事の完了（第284号）……7

○福岡市農業振興地域整備計画の変更案（第285号）……7

早　良　区

○住民票の消除（告示第５号）……8

規　　則

　福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第81号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和６年福岡市条例第11号）中第50条第１項の改正規定は、令和７年10月１日から施行する。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第82号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和６年福岡市条例第12号）中第47条第１項の改正規定は、令和７年10月１日から施行する。

福岡市営住宅附帯施設管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第83号

福岡市営住宅附帯施設管理規則の一部を改正する規則

福岡市営住宅附帯施設管理規則（平成10年福岡市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第４条中「（条例第55条において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第４項を削る。

別表　１　公営住宅　⑴　東区の表中「４－１号から４－８号まで、５－１号から５－16号まで、６－１号から６－20号まで及び」を削る。

別表　２　改良住宅　⑴　東区の表中

「

福岡市営御島崎住宅	５－14号から５－37号まで	5,000円

」を

「

福岡市営御島崎住宅	５－14号から５－37号まで	5,000円
福岡市営大岳住宅	１号	8,400円

」に改める。

別表　3　その他住宅を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　　令

福岡市訓令第13号

育児休業等の取扱いに関する規程（平成４年福岡市達甲第２号）の一部を次のように改正し、令和７年10月１日から施行する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗 一 郎

第２条（見出しを含む。）中「第２条第４号ア（イ）」を「第２条第５号ア（イ）」に改める。

第12条中「あって、１日につき定められた勤務時間が６時間15分以上である勤務日が」を削る。

第13条第１項中「請求」の次に「、育児休業法第19条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更」を加え、「、部分休業」を「、当該部分休業」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の１条を加える。

（条例第16条第２項の任命権者が定める期間）

第14条　条例第16条第２項の任命権者が定める期間は、対象職員の子が１歳11か月に達する日の翌々日から２歳11か月に達する日の翌日までの１年間とする。

福岡市訓令第14号

介護休暇等の取扱いに関する規程（平成６年福岡市達甲第11号）の一部を次のように改正し、令和７年10月１日から施行する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗 一 郎

第５条第２項を次のように改める。

2　１時間を単位とする介護休暇は、１日を通じ４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該４時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

第10条第２項中「介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（」を削り、「に規定する」を「の規定による同条第２項第１号に掲げ

る範囲内で請求する」に、「「部分休業」を「「第１号部分休業」に、「職員については、２時間から当該部分休業」を「時間がある日の介護時間については、１日につき２時間から当該第１号部分休業」に、「時間）」を「時間」に改め、同条第３項中「非常勤職員の介護時間」を「第１号部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の非常勤職員の介護時間」に改め、「当該非常勤職員について」を削り、「（当該非常勤職員が部分休業又は育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該部分休業」を「）から当該第１号部分休業」に、「時間））」を「時間」に改める。

告　　示

福岡市告示第198号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として次のように指定したので、同条第４項の規定により公示する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

県道

路線名	区　間	延　長（メートル）	指定の部分
大野城二丈線	南区鶴田四丁目114番９地先から 同　柏原一丁目695番３地先まで	635	上下線
後野福岡線	南区鶴田一丁目332番53地先から 同　屋形原五丁目351番３地先まで	59	上下線

福岡市告示第199号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として次のように指定したので、同条第４項の規定により公示する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

市道

路線番号	路線名	区　間	延　長（メートル）	指定の部分

博多288	冷泉町288号線	博多区冷泉町185番地先から 同　　　　　106番地先まで	238	上下線

福岡市告示第200号

公の施設の指定管理者から令和５年福岡市告示第17号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市男女共同参画推進センター条例第15条後段の規定により次のように告示する。

令和７年９月18日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

区　分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者（共同事業体の構成団体）の代表者の氏名	変　更年月日
変更前	福岡市男女共同参画推進センター	福岡県建物管理事業協同組合・（株）福岡市民ホールサービスグループ	代表取締役　山方　浩	令和７年６月27日
変更後			代表取締役　西村　孝志	

福岡市告示第201号

福岡市市税条例第21条の規定により寄附金税額控除の対象とする寄附金を次のように指定したので、同条例第21条の２第４項前段の規定により告示する。

令和７年９月18日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

次の法人又は団体の主たる目的である業務に関連する寄附金

法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地（市内に有する事務所又は事業所の所在地）	寄附金税額控除の対象となる日
学校法人　法林学園	糸島市前原東三丁目１番１号 （福岡市西区大字飯氏695番地）	令和７年 ３月12日

公　　　告

福岡市公告第282号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するの

で、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則第５条の規定により次のように公告する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

1　電子入札に付する事項

業　種	件　名	備　考
電気Ａ	博多区管内道路照明灯建替・ＬＥＤ化工事（その３）	
	臨海工場空調設備中央監視システム更新工事（その３）	
	福岡競艇場中央スタンド３、４、Ｒ階照明設備更新工事	
	埋蔵文化財センター３期工事（電気設備改修工事）	
	舞鶴公園園路照明設備更新工事	

2　詳細は、入札説明書による。

3　入札説明書を次のとおり配布する。

(1)　方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

ＵＲＬ　https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2)　期間

この公告の日から令和７年９月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3)　時間

午前６時から午後10時まで

福岡市公告第283号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第３項の規定に基づき公告する。

令和７年９月18日

福岡市長　髙　島　宗一郎

1　開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区名子二丁目244番、248番１から248番４まで、249番３、250番１、250番５、250番６、251番２、251番３、251番６、251番７、255番３、255番４、257番１から257番３まで、258番２、259番１から259番５まで、262番１から262番７まで、266番２、266番４、266番５、267番３、272番４、273番１、273番６、274番７、275番１、275番４、275番５、284番１、284番２、284番４、284番５、285番２、286番２、291番、294番１、294番２、310番、311番１、314番１、314番２、323番、326番３、330番２、330

番３、703番１、703番３から703番７まで、711番３から711番６まで、2071番２、2072番１から2072番４まで、2072番６、2073番、2074番１、2075番２、2077番１から2077番３まで、2082番２、2082番３、2082番４の一部、3054番２から3054番５まで、3057番２から3057番６まで、3059番２、3060番２、3061番の一部、3062番、3063番、3064番１、3064番２、3065番２、3066番から3068番まで、3119番１及び3119番２

開発区域内に存する市有の水路

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目１番３号

伊藤忠商事株式会社

柳川市下宮永町568番地

株式会社　キョーワ

糟屋郡粕屋町大字仲原2546番地の１

有限会社　七福運送

長崎県佐世保市三浦町１番32号

吉田海運ロジソリューションズ株式会社

福岡市公告第284号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第３項の規定に基づき公告する。

令和７年９月18日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

福岡市早良区次郎丸三丁目517番６、518番８、529番１、529番２、530番１及び530番２

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区次郎丸三丁目25番４号

石橋　義章

福岡市公告第285号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項の規定に基づき、福岡市農業振興地域整備計画を次のように変更するので、同条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告する。

令和７年９月18日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

１　変更の内容

農用地区域からの除外

２　変更に係る土地

所　　　在	地　　番	変更の目的
福岡市西区大字吉武字川崎	13番	資材置場として使用するため
	10番３の一部	
福岡市西区大字元岡字菖蒲ヶ浦	1318番の一部	農家住宅の建設のため
福岡市西区丸川一丁目	1535番１	歯科クリニックの建設のため

３　変更後の福岡市農業振興地域整備計画の案の縦覧について

⑴　縦覧期間

この公告の日から30日間

⑵　縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）

４　意見書の提出について

本市の区域内に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

５　異議の申出について

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該変更後の農用地利用計画の案に対して異議があるときは、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本市にこれを申し出ることができる。

早　良　区

福岡市早良区告示第５号

住民基本台帳法施行令第12条第１項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第４項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から１月間福岡市早良区役所市民部入部出張所において縦覧に供する。

令和７年９月18日

福岡市早良区長　三　宅　宏　治

住　　　所	氏　　名	消除年月日

福岡市早良区脇山二丁目３番20－201号　レガシィ・MⅡ	後藤　正光	令和７年９月３日

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています